

経営セーフティ共済

中小企業を連鎖倒産から守ります！！

取引事業者が倒産し、これに伴い売掛金債権等が回収困難となった場合に、共済金の貸付が受けられます。取引先に不測の事態が生じた場合に中小企業を応援する国の共済制度です。全国で約30万社が加入しています。

特色

「もしも」のときに

1. 中小企業で、1年以上事業をおこなっている方が加入できます。
2. 無理のない掛金（掛け捨てではありません）
 - ・月額5,000円～200,000円（5,000円単位）の範囲で自由に選択
 - ・40か月以上加入すると、解約しても掛金満額が戻ります。
（解約金支給は加入12か月後から）
3. 40か月加入すれば、それ以降掛金を掛けなくても継続する安心
40か月以上加入すると掛金の掛止ができ、掛止しても制度の適用は継続します。
4. 掛金は全額「損金（法人）」・「必要経費（個人事業）」に算入できます。
5. 最高8,000万円まで貸付が受けられます。（金融審査無し）
 - ・掛金総額10倍の範囲内で、回収困難となった売掛金債権等の被害額が対象
6. 貸付は「無担保・無保証人」「無利子」（6か月以上の加入必要）
※ただし、貸付を受けられますと貸付額の10分の1に相当する額が積立てた掛金総額から控除されます。
7. 一時貸付金制度も利用できます。

～ 制度改正で魅力アップ！～

（共済事由の追加：実施済）

- ①「私的整理」（一定の条件を満たすもの）
- ② 災害による手形の不渡
- ③ 特定非常災害による支払い不能

* 改正前

- ・法的整理及び手形取引停止

（平成23年10月から実施）

- ・共済金の貸付限度額の引上（3,200万円 ⇒ 8,000万円）
- ・掛金の積立限度額の引上（320万円 ⇒ 800万円）
- ・掛金月額（上限）の引上（8万円 ⇒ 20万円）
- ・償還期間を貸付額に応じて設定：5～7年
- ・早期償還手当金の創設
- ・申込金の廃止

……本制度についてのお問い合わせは……

■ 中小機構 北海道

電話 011-210-7474

■ 共済相談室（コールセンター）

電話 050-5541-7171

独立行政法人 中小企業基盤整備機構